

Welfare committee booklet

みんなが、その人らしく
地域で安心していきいきと。

福祉委員ブック



本書は、地域福祉活動を行う皆様向けに、
福祉委員の概要と取り組みを充実させていくためのアイデアをまとめています。
地域福祉推進の仕組みづくりや担い手確保の参考資料としてお使いください。
体制づくりを進めるにあたっては、
仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、
ともに取り組みますので、本書最終ページの連絡先までご相談ください。
なお、活動される方向けの福祉委員ブックも作成しておりますので、
ご活用の際は仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所までご連絡ください。



はじめに

私たちの地域は 時代とともに変化しています。

これまでの地域社会は、家族や親せき、隣近所が助け合い、支え合ってきました。これは、地域における「福祉機能」として働き、生活に安心感を与えるものでした。

しかし、都市化や家庭の小規模化、就業形態や価値観の変化など、さまざまな理由で、この機能が弱まってきており、困りごとを抱えた人が誰にも相談できず孤立してしまうことも少なくありません。

また、生活課題の多様化や複合化に伴い、支援が必要な人への支えを従来の福祉・保健・医療等の公的サービスだけでまかなうことが、量的・質的にも困難な状況となっており、住民活動との連携を進めることが求められています。


一方で、仙台市で福祉委員活動が始まって約40年となりますが、築いてきた実践は確実に今日の地域福祉を支えており、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症など、さまざまな困難に直面しながらも、人同士のつながりや地域内の励ましがあつたことで、乗り越えることができた人がたくさんいました。地域の支え合いには、そのような大きな力があります。

誰かの「困った」を、地域のみinnで共有し考え、解決に向けて行動することで、誰もがいきいきと暮らし続けることができる地域となります。そして、地域の変化や困りごとにいち早く気づくためには、福祉委員等の身近な地域で活動する方がとても大切な存在となります。

今後も時代とともに地域が変化していく中であっても、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、“私たちの地域のこれから”をみんなで考え、つくっていきましょう。

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

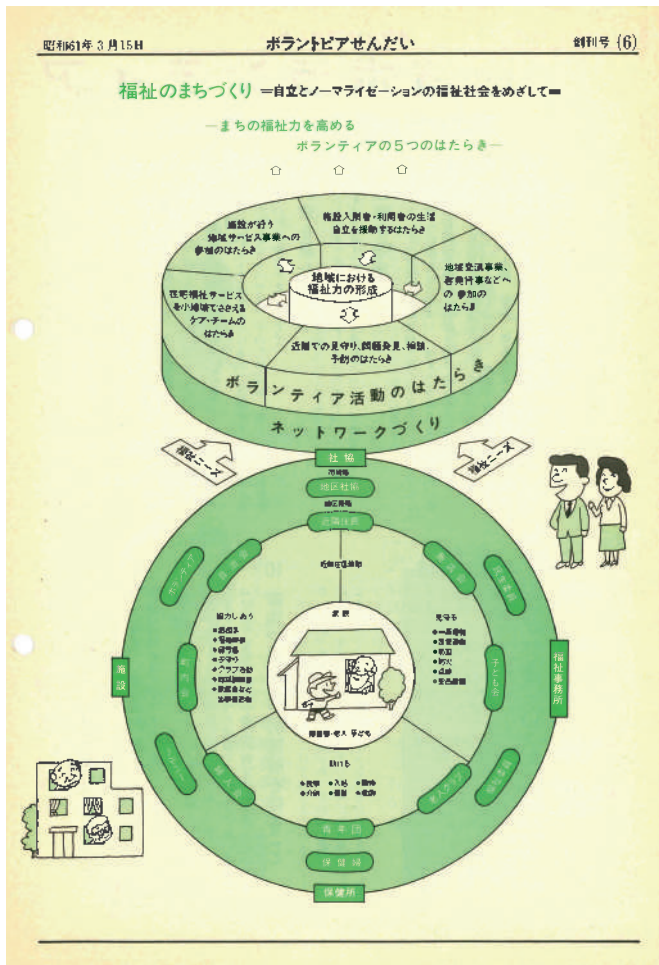
目 次

1	はじめに	
3	もくじ	
4	I 福祉委員活動のあゆみと現状	
		<ul style="list-style-type: none">・福祉委員活動の始まり・小地域福祉ネットワーク活動の始まりと福祉委員の多様化・福祉委員の経過(年表)・福祉委員の現在
10	II 福祉委員の役割と主な活動内容	<ul style="list-style-type: none">・福祉委員が担う役割・福祉委員の主な活動内容・福祉委員の活動頻度・福祉委員の活動範囲
15	III 福祉委員のネットワークとサポート	<ul style="list-style-type: none">・福祉委員に関係するネットワーク・福祉委員に関係する組織・福祉委員の活動における保険
19	IV 活動しやすい仕組みづくりのアイデア	<ul style="list-style-type: none">・いきいきと活動する福祉委員を増やすために大切な2つの要素・地域福祉活動に参加する人、関心を持つ人を増やすために必要なこと・福祉委員になった人が、やりがいを持って活動するために必要なこと
25	V 参考資料	<ul style="list-style-type: none">・より安心して、充実した活動を行うために「活動のポイント」・地域内の「大丈夫かな…」チェックシート・わたしの活動相談先リスト・あんしんカード
32	仙台市社会福祉協議会 区・支部事務所連絡先	

※地区ごとに福祉委員の呼称が異なる場合も、本書においては「福祉委員」という表記で統一しています。
※この冊子に掲載されているデータは、「小地域福祉ネットワーク活動の活動者(福祉委員)に関するアンケート(令和4年度)」
「福祉委員アンケート調査(令和5年度)」の結果をもとに作成しています。



I. 福祉委員活動のあゆみと現状



福祉委員活動の始まり

昭和60年、国において、地域住民による福祉ボランティア活動の推進を目的とした、「福祉ボランティアのまちづくり事業(通称ボラントピア事業)」が開始されました。

仙台市は、その指定第一号となり、仙台市社会福祉協議会において、福祉ボランティア活動の振興に向けた、様々な事業や活動基盤の整備が図られました。このボラントピア事業においては、地域ぐるみでのボランティア活動の推進が必要であったことから、地区社会福祉協議会(以下、地区社協)において、推進体制づくりのために、**地区福祉委員会(以下、福祉委員会)**が設置されていきました。

昭和61年 3月15日 **ボラントピアせんだい** 創刊号 (2)

共に生き、誰もが安心して暮らせる
福祉のまち仙台をめざして

ボラントピア事業がスタート!

今日、急速な高齢化社会の到来と核家族化の進行による福祉ニーズの増大、多様化が顕著となつてきております。

特に、ひとり暮らし老人、ねたきり老人、母子・父子家庭等が増えつつあり、又、ねたきり老人や障害をもつ家族の方の問題など現行の社会保障制度だけでは、生活が守りきれない状況が多く生まれてきているのも事実です。この事実を、地域住民の共通の課題として受けとめ、その家族を含めた近隣、地域社会が支えあい、対応していく必要があります。

こうした状況をふまえ、このたび仙台市社会福祉協議会が国の指定をうけ、その実施主体となり、誰もが安心して暮らせる、共に生きる福祉のまちづくりをめざして「福祉ボランティアのまちづくり事業(通称「ボラントピア事業」)を推進することになりました。

ボラントピア事業の目的は
この事業は、多くの住民の方々に参加していただき、「福祉のまちづくり」の運動を継続してすすめられ、特にボランティア活動が地域において、永続的かつ自主的に展開できるように



昭和61年3月15日発行「ボラントピアせんだい」創刊号より

福祉委員会は、地区社協エリアにおけるボランティア活動を推進するため、町内会、民生委員児童委員協議会、老人クラブなどの代表者やボランティアの代表等、各方面から選任された方々で構成されました。そして、福祉委員会の構成員を地区福祉委員と呼称するようになったことが、現在の福祉委員の始まりになります。



昭和62年6月15日発行「ボラントピアせんだい」第2号より

当初の福祉委員の役割は、地区内のニーズの把握や具体的なボランティア活動の企画・立案、ボランティアの募集・相談などを担うことが想定されていました。しかし、多くの福祉委員はもともと地域の活動者であったことから、福祉委員会で協議・企画した活動を福祉委員自身が率先して行うようになり、実質的に「福祉委員=地域内の福祉ニーズを把握し、ボランティア活動を行う人」になっていきました。

地域に根をおろす ボラントピア

ボランティア活動を推進するため、地域内の各方面から選任された方々で構成して、地域の課題、ニーズの発掘、研修・学習会の開催、ボランティアの募集、需給調整、ボランティア活動の推進、ネットワークづくりの推進、当事者グループづくりと育成等を行う役割をもつ『地区福祉委員会』が、48地区社協（2地区が準備中）に設置され、活発な活動を始めている。

この福祉委員会が、地域の核となつて、地区毎の福祉ボランティアのまちづくりに取り組んでおり、そのいくつかの地区の動きを紹介する。

＜小松島地区＞
ニーズ調査に基づき、それに対応する体制として、地区内を5つのブロックに分け、それぞれボランティアを配置、友愛訪問、病院への通院介助等の実践活動に入っている外、

＜立町地区＞
看護・調理講習会、ボランティア研修等も活発に開催している。

＜荒巻地区＞
地区内の活動の外、「葉山デイサービスセンター」での、お年寄りの入浴時の着替えの手伝い、昼食時の話相手、身の廻りの世話等の活動も行っている。

一部の地区の紹介だけでしたが、この他に既に活動に入っている地区や63年度に向けての研修・学習会の開催、ニーズ調査等「福祉ボランティアのまちづくり事業」も着々と確実な足どりで進行している。

- 葉山デイサービスセンターでのお年寄りのお世話 -

- 園内の草とり作業 -



車いすで病院への通院介助



園内の草とり作業

昭和63年2月1日発行「ボラントピアせんだい」第3号より

小地域福祉ネットワーク活動の始まりと 福祉委員の多様化

平成に入ると、高齢化が社会問題として盛んに取り上げられるようになります。そして、高齢になった方が住み慣れた地域で生活していくために、より小さな地域において、公的サービスでは手の届きにくい日常的な支え合いを住民が主体となり展開していく、地域内のネットワーク機能が重要視されるようになりました。また、多くの地域において、福祉委員が地区社協活動を担う存在として定着しており、地域ごとに訪問活動や家事支援、ふれあい食事サービス等、さまざまな取組を行っていました。

そのような中、地域内の交流を促進し、より身近な地域(例えば町内会単位や隣近所など)の中で、見守りや手助けを行っていくことを目的として、平成8年度に小地域福祉ネットワーク活動がモデル事業として始まります。小地域福祉ネットワーク活動は地区社協が主体となり、地域の実情に応じて、町内会、民生委員児童委員、ボランティア等が連携・協力して、一人暮らし高齢者や障害者などの見守りや支援を必要とする方を対象に地域の支え合いを進める活動です。この時、各地区の福祉委員が小地域福祉ネットワーク活動における具体的な活動者として位置づけられ、「福祉委員を多く確保する」「有効に機能する福祉委員会を確立する」という点が、体制づくりにおけるポイントの1つとなりました。



当時の電話による安否確認活動の様子

平成8年度に11地区、平成9年度に5地区が指定され、各地区社協では、その地域性などに合わせて、事業の推進体制を整えていきました。この過程において、福祉委員会や福祉委員のあり方は地域ごとに分かれています。

そして、平成11年には、モデル事業から、小地域福祉ネットワーク活動推進事業として体系化され、全市展開が進められ、さらに平成12年には、地域に根差した活動を増進するために、地域内のコーディネート役として、地域福祉活動推進員が設置されていきました。これにより、地区社協ごとに体制強化や地域固有の





当時の訪問活動の様子

ネットワークの構築が進み、呼称についても、「福祉協力員」、「福祉ボランティア」等、地域によってさまざまになっていきます。

その後、時代の流れとともに、各地区社協の推進体制がそれぞれの地域状況に合わせた形で変化する中で、福祉委員の位置づけについてもさまざまになっていきました。

福祉委員の経過（年表）



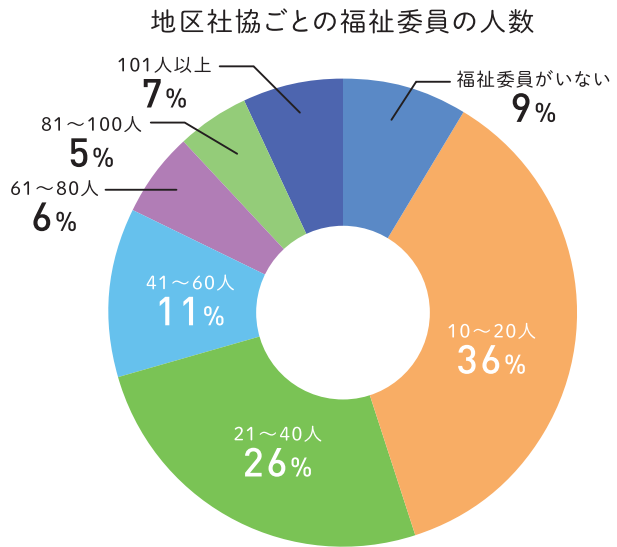
年 (西暦)	仙台市社会福祉協議会の主な出来事	福祉委員に関係する出来事
昭和26 (1951)	仙台市社会福祉協議会設立	
昭和34 (1959)	仙台市社会福祉協議会法人認可	
昭和43 (1968)	地区社会福祉協議会の設立(14地区) 以降、地区ごとに順次設立	
昭和60 (1985)	地域福祉・在宅福祉活動を推進していくことを 目標とした「仙台市福祉ボランティアのまちづくり 事業(ボラントピア事業)」開始 ↓ 仙台市ボランティアセンター開所 地区社協の中に地区福祉委員会の設置促進	市社協で作成した「仙台市福祉ボランティアのまちづくり事業○○ 地区福祉委員会要綱(準則)」のモデル規程を参考に順次福祉委 員会が設置されていく。 ⇒地区福祉委員会の育成及び助成事業(～平成8年度まで助成) 福祉委員の役割(上記要綱より) 福祉委員は、地区内の福祉ニーズを把握し、老人、障害者、児 童等の要援護者についての具体的なボランティア活動が展開 できるよう諸計画の企画立案等を行う。
昭和63 (1988)	宮城町社協と合併し、宮城支部社協を設置	市社協にて、各地区社協に働きかけ、地区福祉委員会の組織化 支援を行う。
平成元 (1989)	泉市社協と合併し、泉区社協設置	
平成3 (1991)	青葉区・宮城野区・若林区・太白区社協設立	
平成8 (1996)	小地域福祉ネットワーク活動モデル事業開始 各区ボランティアセンター開所 	「小地域福祉ネットワーク推進モデル地区事業実施要綱」 モデル地区社協の活動(上記要綱より) 地区社協内に居住する要援護者に対して、福祉ニーズの把握 及びきめ細かい支援活動を担う福祉委員の養成を図る。 ⇒ボラントピア事業により設置された「福祉委員会」を規程改正や、 新たに規程を設けるなどにより、活動するための福祉委員の育成 を推進した。
平成11 (1999)	モデル事業を経て小地域福祉ネットワーク活動 推進事業の全市展開開始	福祉委員を小地域福祉ネットワーク活動の活動者とする体制づく りが進められる。
平成12 (2000)	地域福祉活動推進員設置事業開始 	地区社協の組織体制もそれぞれの地域状況にあった形に変化し ていく。それに伴い、「コーディネーター」「福祉委員」といった文言 が市社協の要綱や手引きなどから割愛され、地域の協力者・ボラ ンティア・支援者等の表記に変わっている。
平成18 (2006)	せんだいaiプラン(仙台市第2次地域福祉活動 計画)の策定と小地域福祉ネットワーク活動推進 事業の推進強化	福祉委員活動の中心が、「見守り」「生活支援」「サロン活動」とな り、地域の状況に合わせ、地区社協ごとに組織体制や活動が変化 し、それに伴い福祉委員の位置づけや役割もさまざまな形で発展 していく。

福祉委員の現在



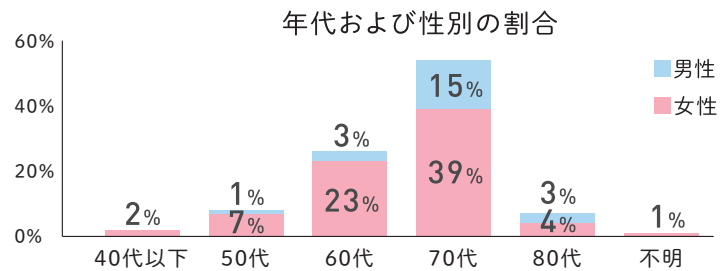
福祉委員の人数

仙台市における福祉委員の人数は104地区社協全体では、3,631名(令和4年度)となっています。地区ごとにその人数は異なり、エリア内に100人を超える福祉委員がいる地区社協もあります。



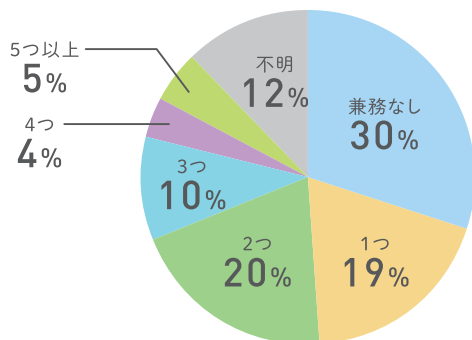
年代と性別

年代では、70代が最も多くなっています。全体的に女性が多いですが、年齢が高くなるにつれて男性の割合も増加しています。

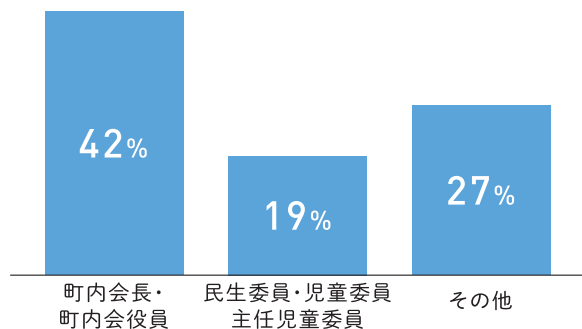


他の役職との兼務

地域の他の役職との兼務状況



兼務している役職(複数回答)



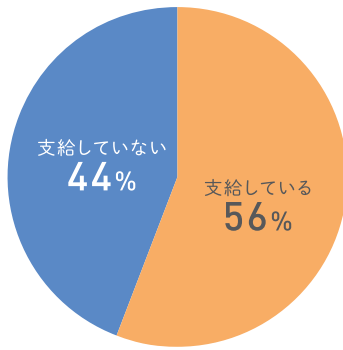
半数以上の方が町内会役員など他の役職を兼務しており、5つ以上の役職を兼務している方もいらっしゃいます。また、民生委員児童委員、主任児童委員と兼務している方もいらっしゃいます。



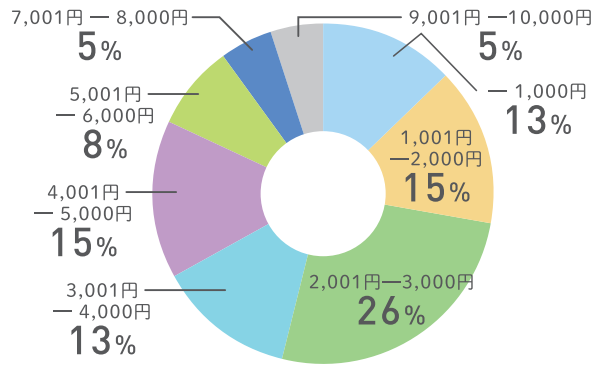
活動費の支給状況

福祉委員活動が始まった当初は、無償のボランティアとされていましたが、現在では、56%(53地区)において活動費が支給されています。年間支給の場合、「2,001円～3,000円」が最も多くなっています。

福祉委員への活動費の支給状況

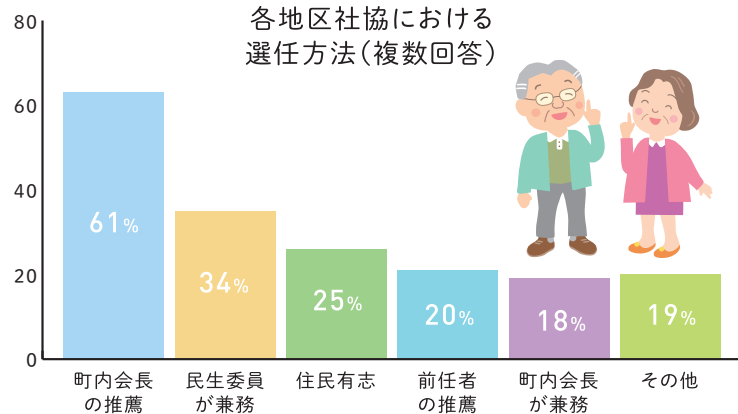


年間支給の場合の福祉委員の活動費の額と割合



選任方法

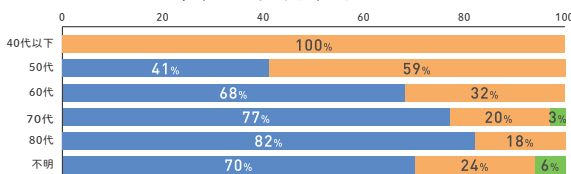
町内会で推薦されて福祉委員になる方が最も多くなっていますが、地域によって、さまざまとなっています。また、福祉委員の所属や任期も地域によって異なります。



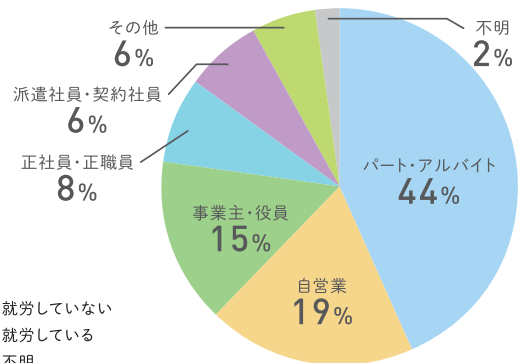
就労状況

福祉委員の約4分の1が就労しています。若い年代ほど就労割合が高い傾向で、就労形態でみると「パート・アルバイト」が多くなっています。

年代別就労状況の割合



就労形態の割合





Ⅱ.福祉委員の役割と主な活動内容

福祉委員が担う役割

福祉委員はさまざまな活動を通して、以下の役割を担っています。

♥ 地域の「いつもと違うな…」に気づく

その地域に住む人だからこそ、地域の現状をいち早くキャッチできます。地域住民や地域内の変化を察知し、早期に困りごとや心配ごと、SOSの発信に気づきます。また、新たなことに関心を持つことが活動の拡がりのきっかけになることがあります。



♥ 「心配かも…」の情報を共有する

日頃の活動の中で気づいた変化や心配ごとに関心を持ち、地区社協や町内会、民生委員児童委員、同じ福祉委員、専門機関などにつないでいきます。地域内で共有し、対応が必要なことについては、みんなで連携体制を考えます。

♥ 地域における福祉活動を実践する

見守り活動の実施やサロン活動の企画・協力、課題の解決のための話し合いの場に参加等を行います。「放っておけない」「お互いさま」の気持ちで、気兼ねなく思いやりの行動を行える立場となります。





生活や福祉に関する情報を広める

地域で行っているサロン等の活動や、暮らしの情報を地域の皆さんに伝えていきます。また、活動を通して、福祉委員や地区社協の存在を広めていきます。

支え合い活動の推進体制づくりの進め方

地域の支え合い活動は、福祉委員に限らずさまざまな人が参加して行われますが、活動に協力的であっても役割が明確になることで重荷を感じる人もいます。そういった地域住民の声を尊重し、地区社協によっては、あえて福祉委員をつくらない選択をすることもあります。その場合でも、町内会や民生委員児童委員等を中心としながら、地域住民それぞれの日常生活の中に、小地域福祉ネットワーク活動を浸透させていくよう進めています。

一方で、役割として位置づけられないことで、役割分担が行いにくかったり、連携が図りにくかったりなど、体制づくりが難しくなる場合もあります。また、福祉委員がいる地域においても、福祉委員だけに支え合いの取り組みをお願いするのではなく、地域住民や関係者と協力でき

るつながりをつくり、連携の輪の中で活動を進めていくことが大切になります。

そのような側面も加味し、地区社協ごとに地域の状況や活動される方の意向を伺いながら、地域内で話し合って支え合い活動の推進体制を構築していきましょう。



福祉委員の主な活動内容

福祉委員の担う活動は、地区ごとに異なりますが、ここでは多くの福祉委員が担う3つの代表的な活動をご紹介します。

見守り・声かけ活動

高齢者や障害者のいる世帯、幼い子どもを抱えている世帯などに対して、日頃から気にかけて、声かけや訪問などを行う活動です。生活の中の困りごとを早めに見つけて支援することで、状況の深刻化を未然に防ぐことを目的としています。

※小地域福祉ネットワーク活動においては、「安否確認活動」と表現しています。



サロン活動



サロンは、地域で支援する方・支援を受ける方、両方が一緒になり企画や運営を行う楽しい仲間づくりの場です。子育て家庭の支援や、高齢者を中心とした交流型、年齢等の枠を取り払ったものなど、さまざまな形があります。サロンに参加することで、「地域の交流」「仲間づくり」「気持ちのリフレッシュ」などの効果が期待できます。また、閉じこもりがちな生活を変えたり、孤独感・孤立感の解消効果もあり、高齢者にとっては介護予防にもつながります。

活動例

お茶のみ・地域カフェ・懇談会・福祉や健康など暮らしに役立つお話・料理・お菓子作り・手芸・絵手紙・カラオケ・合唱 など

日常生活支援活動

炊事や洗濯・掃除などの家事や、外出などが困難になっている世帯を支援する活動です。この活動はある程度技術を要する活動も含まれますので、専門職の意見を聞いたり、講座や研修を行ったりするなどして、技術を習得することも大切になります。なお、特に専門技術を要する場合は、無理をしないで専門職に任せることも必要です。

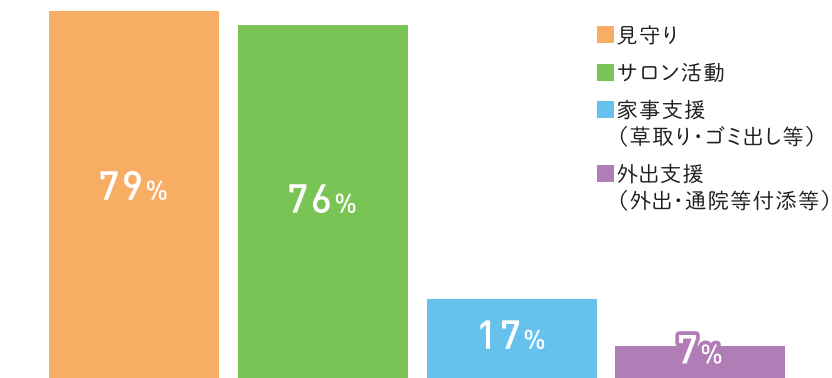


活動例

草取り・除雪・買物・ゴミ出し・食事作り・掃除・洗濯・布団干し・外出時の付添い(通院介助など)・電球交換・書類整理 など ※活動内容は地域ごとに異なります。

各活動を行っている福祉委員の割合[複数回答]

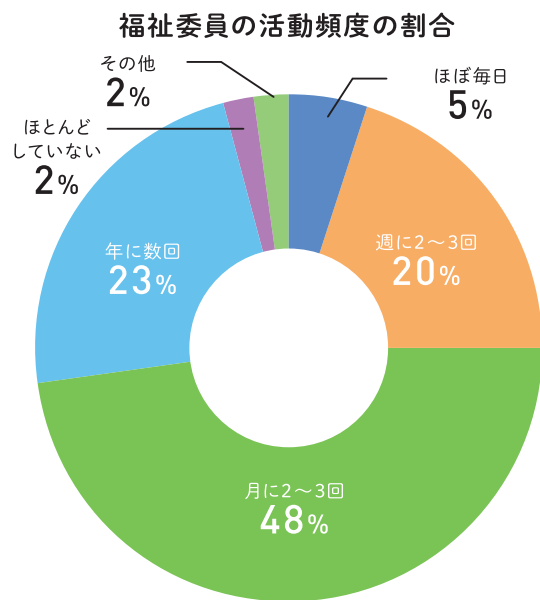
見守り活動、サロン活動を行う方はいずれも70%を超えており、多くの福祉委員はいずれか、あるいは両方の活動を行っています。その他にも地域の特性に合わせて、さまざまな活動を行っています。



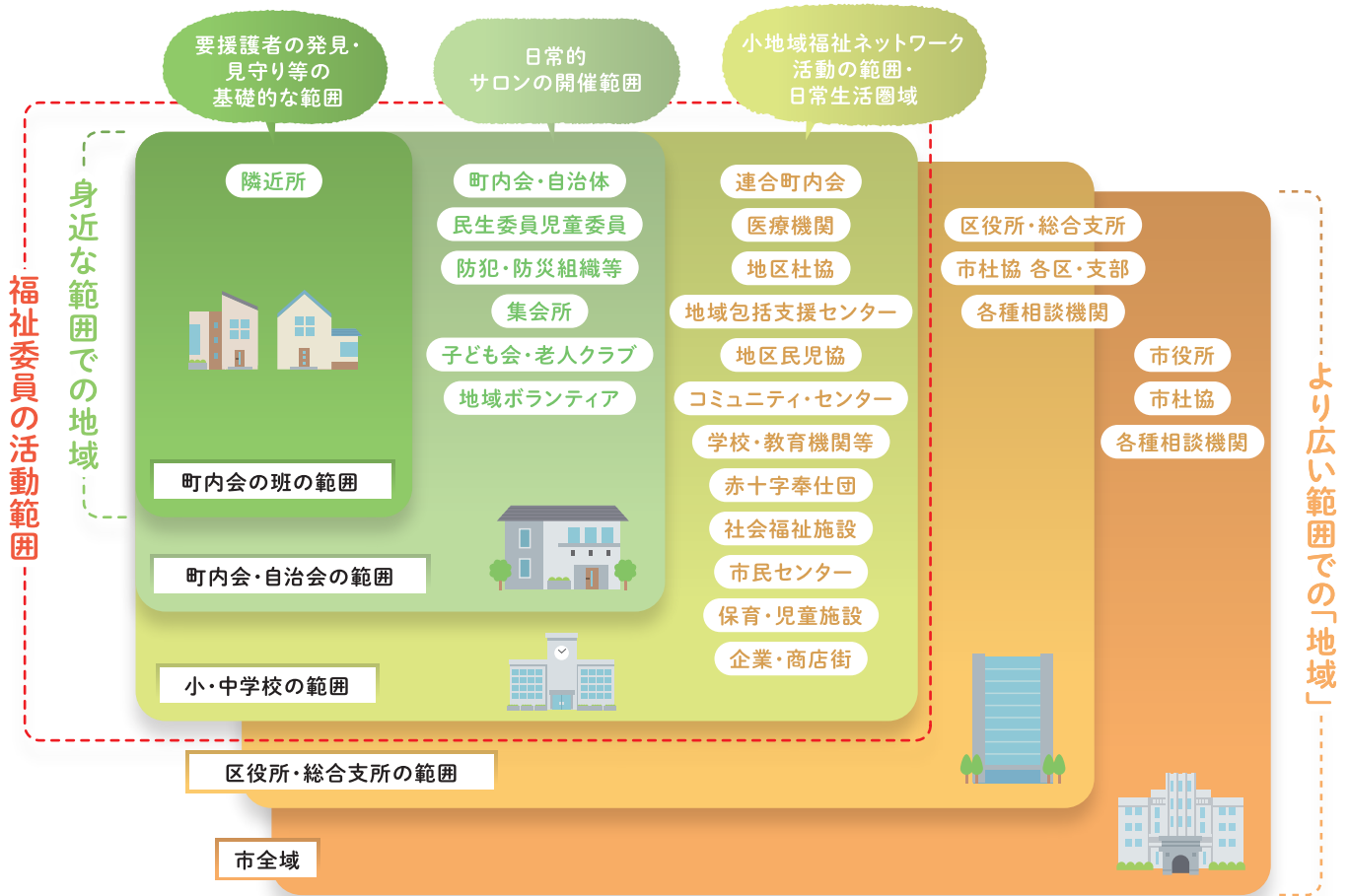
福祉委員の活動頻度

活動頻度は地域や福祉委員によって、さまざまですが、最も多いのは「月に2～3回」であり、48%となっています。

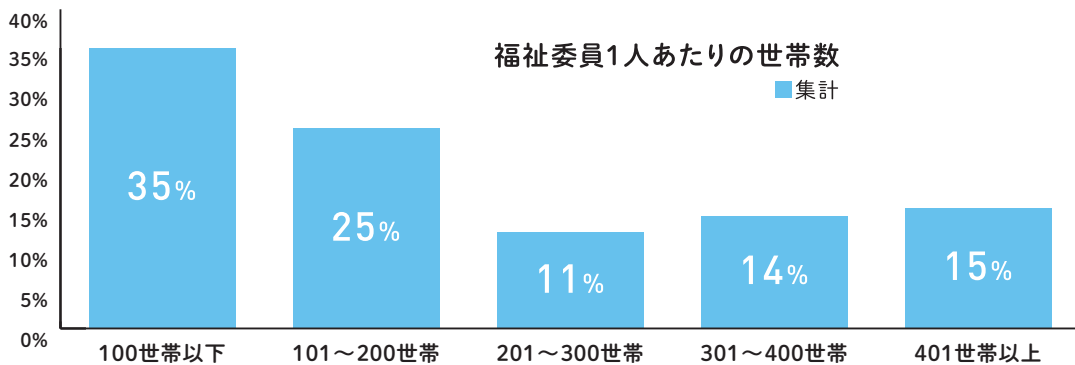
福祉委員によっては、就労していたり、複数の役職を兼務している場合もあるため、無理なく、できる範囲で活動することが大切です。そのためには、地域内で話し合い、役割分担や活動量の調整を行うことも重要となります。



福祉委員の活動範囲



福祉委員の主な活動範囲は、隣近所あるいは町内会・自治会圏域などの身近な範囲になります。現状では、100世帯以下に1人福祉委員がいる地区は35%であり、中央値は、福祉委員1人あたり147世帯となっています。

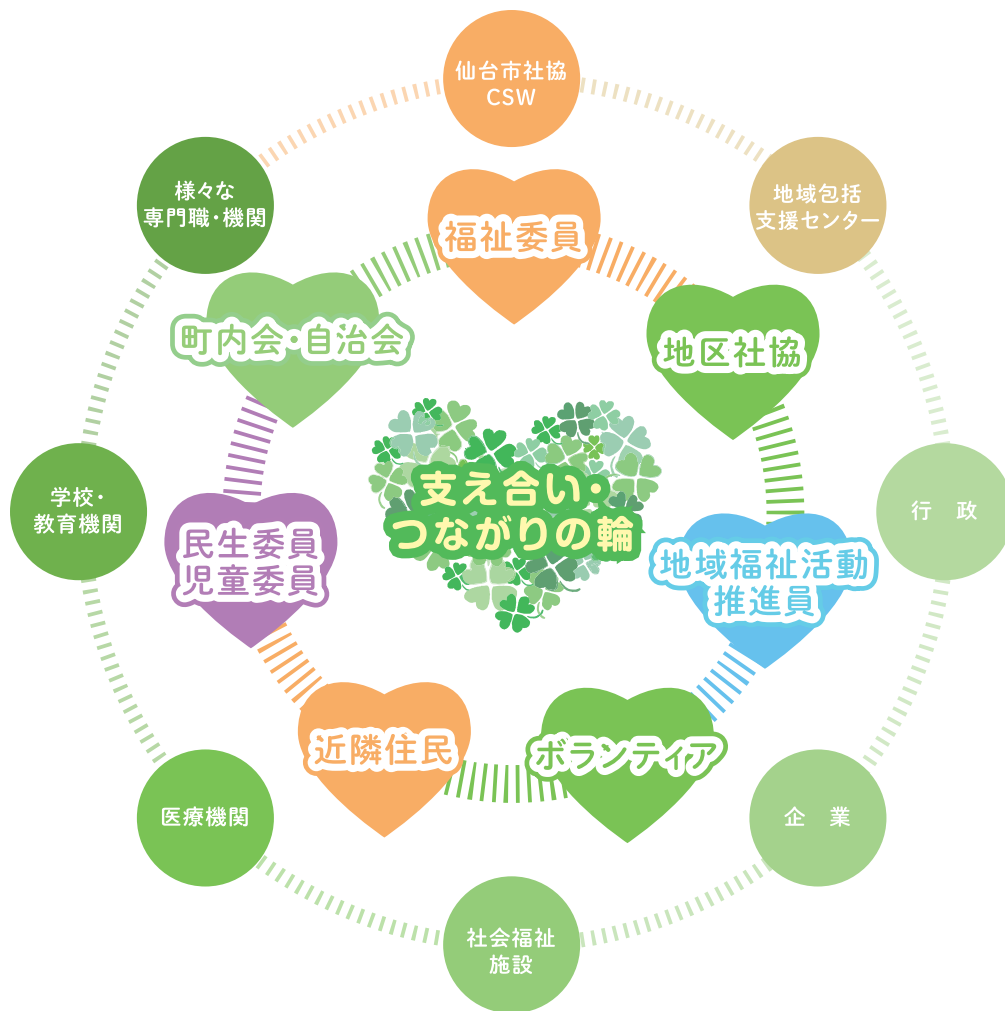




Ⅲ.福祉委員のネットワークとサポート

福祉委員に関するネットワーク

支え合いの活動は個人ではなく、チームで対応していく必要があります。地域福祉活動を推進する上で、支援を必要とする人の把握や住民同士のつながりづくりが重要であり、地域の実情をよく知る町内会・自治会の方や民生委員児童委員のみなさん、公的サービスや専門機関との協力は欠かせません。この連携した取り組みがネットワーク活動であり、網の目を細かくしていくことで、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくることを目指しています。



福祉委員に関係する組織

♥ 地区社会福祉協議会

小地域福祉ネットワーク活動等の推進
座談会や研修会の企画運営
地域での支え合い活動の実施
地域内のニーズに基づく事業実施 など

♥ 町内会・自治会

町内の相談役
回覧板等による地域情報の発信
町内会単位での支え合い活動(見守り・サロン等)の実施 など

♥ 民生委員児童委員

地域内の相談役
地域と行政等の橋渡し役
定期的な訪問活動
地区社協や町内会の活動への協力 など

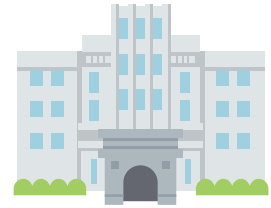
♥ 仙台市社会福祉協議会(CSW)

地域福祉活動に関する相談対応・支援
個別の困りごとの相談対応
地域と様々な機関とのつなぎ役
ボランティアに係る相談対応
地域福祉活動に係る助成事業や支援事業の実施 など



♥ 地域包括支援センター

高齢者に係る総合的な相談・支援
介護予防に係る各種事業の実施
介護予防サポーターやグループの育成 など



♥ 行政

公的福祉サービスの相談対応・実施
町内会活動に係る相談対応
各種助成事業や支援事業の実施

♥ 民生委員児童委員と福祉委員について

地域には、福祉委員と同じように身近な相談相手として活動する、民生委員児童委員がいます。民生委員法により厚生労働大臣の委嘱を受ける「特別地方公務員」とされています。自身が暮らす地域周辺において、法律により定められた世帯数を受け持って、その受け持った地域住民の相談・支援にあたります。ボランティアな活動を行っていますが、各区保健福祉センターからの依頼により調査等を行う等、行政との結びつきがあります。



一方で、福祉委員は、地区社会福祉協議会長の委嘱などによって、地域の支え合い活動を担います。受け持ち世帯数に定めはなく、「気になる人」に支援を行うことを重視し、活動圏域も地域の状況に応じて柔軟に取り決めできること、民生委員児童委員よりも多い人数を配置できること等の特徴があります。

成り立ちに違いがあるものの、活動内容にはお互いに重なるところがあるので、ある地区では福祉委員を民生委員児童委員が兼ねているという例もあります。しかし、民生委員児童委員は、複数の自治会を担当する場合も多くあり、兼務の場合、個人の負担は大きくなります。また、今後福祉のニーズが高まることや災害時のことを考えると、よりたくさんの人の協力が必要になります。

地域を支える福祉委員と民生委員児童委員が連携することで、よりきめ細かい見守り・支援活動の展開を図ることが可能になります。

福祉委員の活動における保険

♥ 宮城県ボランティア活動総合補償制度（ボランティア活動保険）

ボランティアの方々が、活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより損害賠償問題が生じた場合や、ボランティア活動中の事故により、ボランティア本人がケガをした場合の損害を補償する有料の保険です。

仙台市社会福祉協議会では、小地域福祉ネットワーク活動の「日常生活支援活動」に取り組みされている地区社協の支援者の方々に、安心して活動に取り組んでいただくため、ボランティア活動保険の加入に伴う保険料を助成しています。申請は地区社協を通して行います。

また、サロンや行事を行う際には、行事参加者・行事主催者を被保険者（補償の対象者）として一括手配する「ボランティア・福祉活動行事保険」もごございます。

ボランティア保険に係るご相談については、仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所までご連絡ください。

♥ 仙台市市民活動補償制度

市民活動に取り組む市民が、活動中の過失により他人の生命、身体または財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められた場合で、市民活動団体または指導者等が法律上の賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で補償金が支払われます。福祉委員活動においても、適用が受けられる場合があります。

制度の詳細については、区役所・支所担当課の窓口に設置しているパンフレットや、仙台市のホームページ(<http://www.city.sendai.jp>)で見ることができます。

ポイント

事故発生時の連絡について

地区社協の役員の方は、事故発生時の連絡が円滑に行われるよう、定期的に補償内容や事故報告の連絡体制などの確認や共有を行うとともに、普段から規約や事業計画書・事業報告書、活動者名簿等の用意をしておきましょう。





IV.活動しやすい仕組みづくりの アイデア

いきいきと活動する福祉委員を増やすために大切な2つの要素



その1 地域福祉活動に参加する人、関心を持つ人が増えること …………… P20



その2 福祉委員になった人が、やりがいを持って活動できること …………… P22

福祉委員になるきっかけと、 やりがいを持って続けている人の特徴

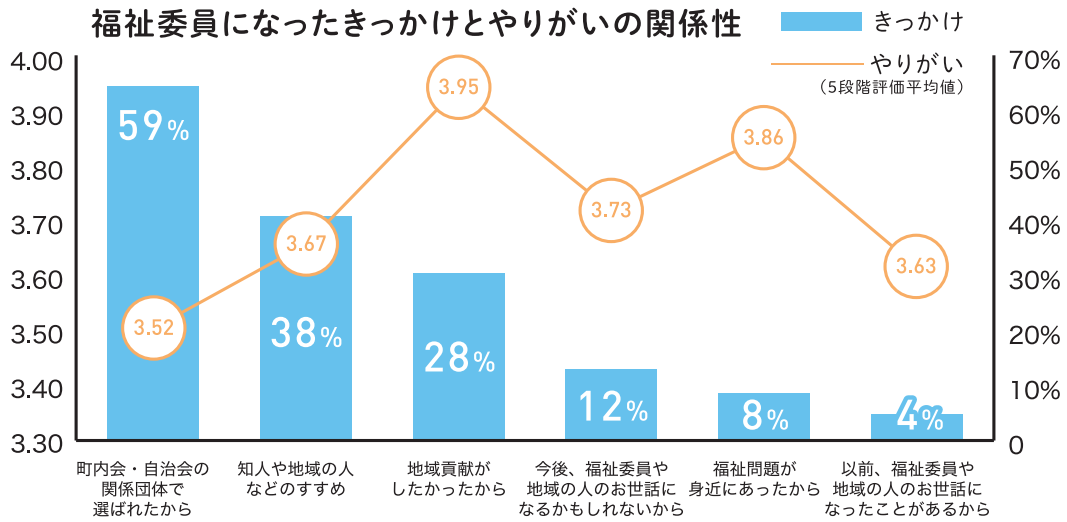


福祉委員になるきっかけは、「町内会・自治会や関係団体で選ばれたから」という理由が59%、次いで「知人や地域の人などのすすめ」が38%となっています。このことから、地域組織や既存の地域内のネットワークの中で、普段から地区社協等の関係者となつつながりがあり、信頼された上での推薦や選出により福祉委員になる人が多い傾向にあると言えます。

また、福祉委員になったきっかけと福祉委員としてのやりがいとの関係性を探ると、「地域貢献がしたかったから」「福祉問題が身近にあったから」というきっかけを持つ人において、やりがいの数値が高くなっています。このことから、福祉委員になるにあたって、自発的な動機がある人や日頃から福祉課題を身近に感じている人が、活動からより大きなやりがいを感じやすい傾向にあると言えます。

これらの結果をもとに、「地域福祉活動に参加する人、関心を持つ人が増えること」と「福祉委員になった人が、やりがいを持って活動できること」の2つ要素を整えていくことが、いきいきと活動する福祉委員を増やしていく方法であると考えられます。





地域福祉活動に参加する人、 関心を持つ人を増やすために必要なこと

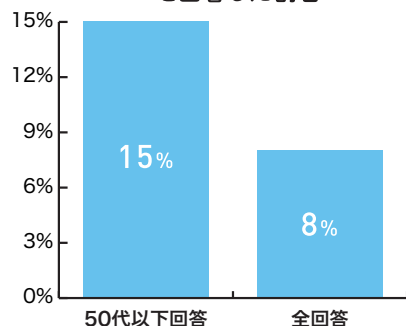
1. 若い年代の参加を促すアプローチ

若い年齢層(50代以下)の福祉委員は、福祉委員になったきっかけ全体と比較し、「福祉問題が身近にあったから」という回答の割合が高いことが特徴的でした。一方で、活動の満足度が低い福祉委員の中からは、「高齢者支援が中心で、若い世代を対象にした活動がない」「若い人に活動が知られていない」といった意見がでていたことから、普段の生活と地域福祉活動のつながりを感じやすい環境にあることが、活動への参加意欲の向上に関係すると予想されます。そのため、若い年齢層の参加を増やしていくためには、若い世代が共感できるような地域課題を捉えて発信することや関わりの機会を増やすこと、自分ごととして取り組める活動を増やすことなど、若い世代が地域福祉活動を身近に感じるようなアプローチが有効になると思われます。

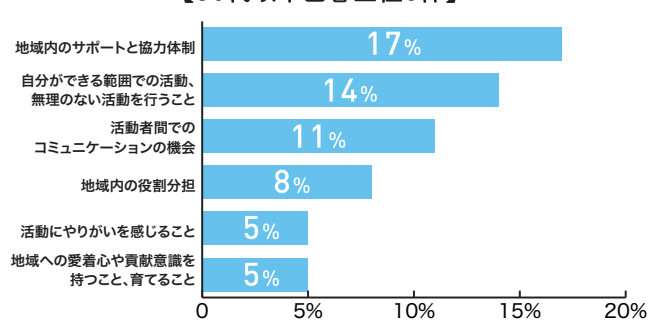
また、若い年代であるほど就労している方が多くなりますが、就労している場合でも、「地域内のサポートと協力体制があること」や「無理なく行えること」で、継続的に活動を行うこ



福祉委員になったきっかけについて
「福祉問題が身近にあったから」と回答した割合



福祉委員を継続するために必要だと思うこと
【50代以下回答上位6件】



とが可能という回答が多くありました。サポートの具体的内容としては、情報共有の場があることや困ったときに相談する人や相談方法が決まっていることが多く望まれており、「みんなで活動している」という意識を持てることが参加につながると考えられます。

例えば

仕組みづくりや取り組みのアイデア

- ・若い年齢層にとって関心の高い情報(子育て支援情報など)を発信する
- ・子ども向けの事業を行い、その親世代を活動に巻き込んでいく
- ・若い年代が集まる場に出向いて、レクリエーションやクイズなどプログラムを行う
- ・地域の恒例行事として負担なく参加できる小さな活動を増やす(「毎月〇日は見守りの日」など)

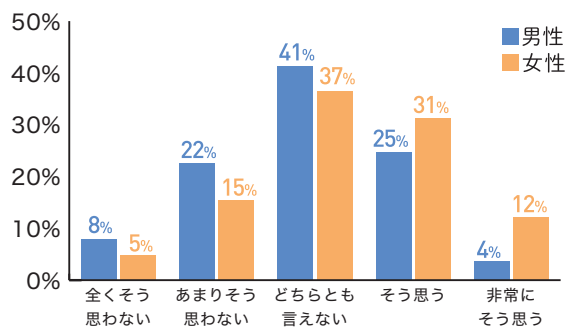


2. 男性の参加を促すアプローチ

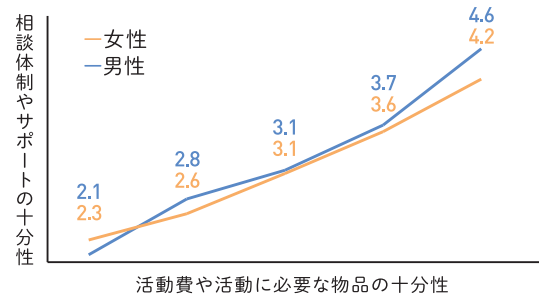
男性が福祉委員になったきっかけを探ると、「町内会・自治会や関係団体で選ばれたから」と「知人や地域の人などのすすめ」といった回答が多くなっており、**推薦や要請**がきっかけで参加する傾向が見られます。そのため、事前に役割をお願いするなどの方法により、**地域活動への参加につながる可能性があります。**

また、男性は、物的な支援(活動における物資や活動費など)が不足していると感じている人が多く、そのことがサポートの感じ方にも影響していました。そのため、**男性の参加を促すにあたっては、物的なサポートを充実させていくことも必要なアプローチ**と思われます。

活動費や活動に必要な物品は十分に支給されていると感じている



物的な支援とサポートの感じ方の関係性



例えば

仕組みづくりや取り組みのアイデア

- ・コミュニティカフェのマスターの役割をお願いする
- ・畑づくりやものづくりなど、男性の役割が必要な活動を企画する
- ・活動に使用する名札やジャンパーなどを支給する

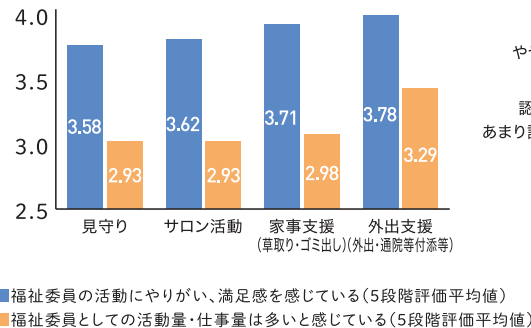


3.参加しやすい取り組みづくりと周知

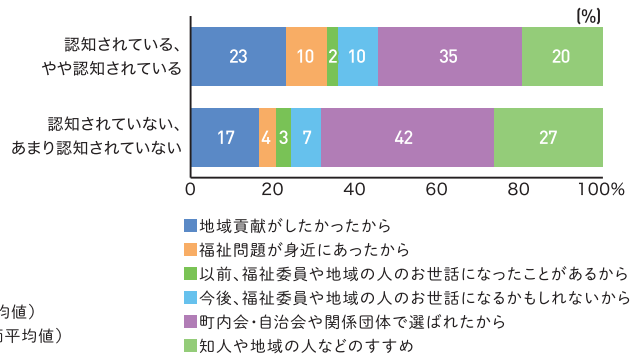
活動内容は、例えば外出支援など、難しい活動に取り組む人ほどやりがいが大きくなっていますが、それとともに負担感も大きくなるようです。その一方で、サロン活動を行う人は、活動への負担感が少ない傾向にありました。これは、複数人で行うことで体力的・精神的な負担を分け合うことができたり、サポートが受けやすくなるためと思われます。このようなことから、地域福祉活動の入口としては、複数人で行うような内容が参加しやすいと考えられます。

また、福祉委員の活動が地域住民に十分に認識されていると感じている人ほど、自発的なきっかけで福祉委員になっている傾向があり、福祉委員やその活動の認知度が、地域福祉活動への関心や活動参加の意欲に影響することが読み取れました。一方で、「活動内容が決まっていない・よくわからない」と回答した福祉委員のいる地区社協の多くは、「活動者の担い手不足・定着しない」という課題意識を持っているようでした。このようなことから、「どのような活動をしているのか(するのか)」という点を地域住民にわかりやすく伝えることが、担い手や参加者を増やしていく上で大切な要素と言えます。地域内で一般的な周知方法の1つは回覧板ですが、その他にも地域内の人が集まる機会や場所でパンフレットや広報紙を配付することなども方法の一つです。また、近年は地区社協のホームページやSNSを作成する地域もあります。

各活動を行っている福祉委員が感じる
やりがいと負担感の関係性



福祉委員になったきっかけの割合
(福祉委員の認知度別)



仕組みづくりや取り組みのアイデア

- ・ サロンにあたって、企画や実施に携わる人だけでなく、参加者みんなが運営を手伝うような雰囲気づくりを行う
- ・ 1人だけでなく、複数人で活動を行う仕組みをつくる
- ・ 地域行事の際にパンフレットを配布する
- ・ SNSで地域活動の周知・広報を行う



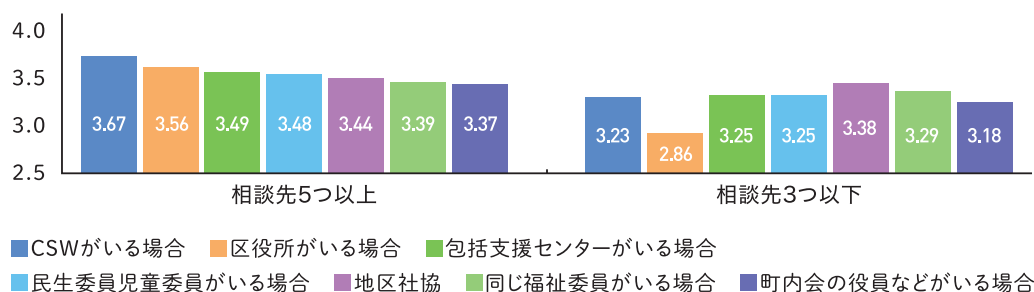
♥ 福祉委員になった人が、 やりがいを持って活動するために必要なこと

1. 相談体制やサポートとなる取り組み

活動に困ったときの相談先があることは、安心して福祉委員活動を行う上で大切な要素となっています。しかし、相談先が多くなることで、「どこに相談すればよいのかわからない」「それぞれに状況報告をしなければいけない」などのストレスを感じる人や、活動のしにくさを感じる人もいます。相談先が多い人の中では、CSWのような調整・コーディネーター役が入ることで、サポートの感じ方が高まるようです。相談先が少ない人では、福祉委員の仲間や同じ地域の民生委員児童委員など、身近な相談相手がいることが安心感を高める要因となるようです。このようなことから、福祉委員に対して、さまざまな相談先の情報を出すよりも、「困ったときにこの人(機関)に相談する」という具体的な相談相手を明らかにしておくことが重要とされます。

また、福祉委員として活動していくうえでは、「具体的に何をするのか」という点と「困ったときにどうすれば良いのか」という点が明らかになっていることも大切となります。そのために、福祉委員についての研修会や説明会、福祉委員の手引きやマニュアルなど活動の指針になるようなサポートが必要と言えます。

活動の相談体制やサポート体制は十分だと感じている(5段階評価平均値)



例えば

仕組みづくりや取り組みのアイデア

- ・ 困った時の相談先を明らかにしておく
- ・ 地域内で福祉委員同士が活動の情報共有を行う場を定期的につくる
- ・ 活動の手引きなど、活動にあたってのよりどころとなるものをつくる
- ・ 福祉委員向けに研修会や勉強会を開催する



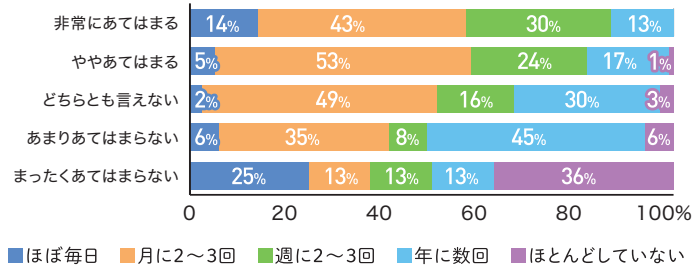
2. 活動の頻度と難易度

活動頻度については、「ほとんどしていない」「年に数回」など、頻度が低くなるほどやりがいを感じにくく、定期的に活動する機会があることが、やりがいにつながるようです。近年では、見守り活動を生活のリズムの中に取り入れる「ながら見守り」を行うことで、負担なく継

続的に行う方法に取り組む地域もあります。

また、福祉委員の活動が地域住民に認識されているという実感がわからない場合も、やりがいを感じにくくなってしまいます。そのため、活動の意義や成果を確認し合ったり、適切な活動の範囲を地域内で検討していく機会が必要と言えます。福祉委員からの活動継続のアイデアの中では、「1人で抱え込まず、仲間と一緒に活動すること」という回答があり、一人ひとりではなくチームで活動に取り組むということも、有効なアプローチと考えられます。

活動頻度と活動のやりがい・満足度の関係性



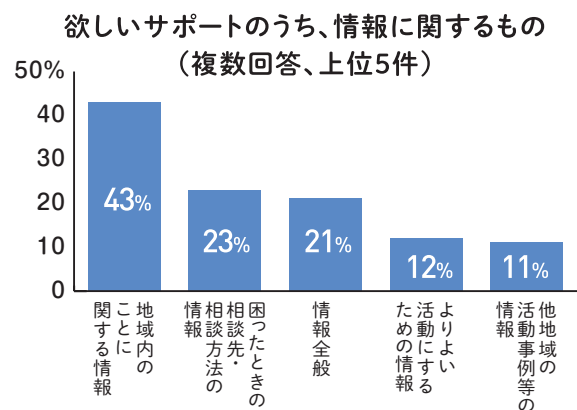
例えば 仕組みづくりや取り組みのアイデア

- ・ 犬の散歩やウォーキングなど、生活の活動のついでに、「ながら見守り」を行う
- ・ ブロック単位などで活動調整の上、連携して見守り活動を行う
- ・ 活動者間でのコミュニケーションの機会を増やす
- ・ 見守り活動を福祉委員と民生委員児童委員が一緒に行う

3. 活動に必要な情報の提供

十分に情報が届いていると福祉委員が認識することは、活動量や満足度と関係性が強くなっています。特に、地域内の情報の透明性や情報へのつながりやすさ、困ったときの相談先、活動に活かせる情報（例えばサロンのプログラムや助成金など）が必要とされているようです。

加えて、情報がどのようにして福祉委員に提供されているかということも、重要な要素となります。例えば、ただ書面で渡されるだけではなく、地域内での情報共有の場があることや普段から直接的に情報交換できる存在がいることなどが大切になります。



例えば 仕組みづくりや取り組みのアイデア

- ・ 地域内で、連絡網やグループラインを作成するなど、情報共有がスムーズにできるよう工夫する
- ・ 定例会等の情報共有・情報伝達の機会をつくる
- ・ 仙台市社協のホームページにおける、地区社協のページを情報発信に活用する



V. 参考資料

福祉委員の皆さんが活動する際のツールとして作成しました。いずれの資料も、必ず使用する必要があるものではありませんので、地域の活動状況に合わせて、適宜ご活用ください。また、本資料を参考に、地区社協ごとに別途作成してご使用いただいても構いません。



1 より安心して、 充実した活動を行うために「活動のポイント」

福祉委員等の皆さんが地域福祉活動を行うにあたっての活動の方向性をポイントとしてまとめました。活動を行う際、迷った際の基準や指針としていただければと思います。



2 地域内の「大丈夫かな…」チェックシート



活動を行う際の気づきの視点や、次の行動を考えるための参考として作成しました。見守り等の活動を進める中でチェックシートのような気がかりがあった場合には、1人で抱え込まずに、地域内の皆さんや関係機関と相談しながら、対応していきます。



3 わたしの活動相談先リスト



福祉委員等の皆さんが安心して活動できるようになるためには、活動に悩んだとき、困ったときの相談先を明確にしておくことが大切となります。

事前にまとめることで、福祉委員の「こんな時誰に相談すればいいのだろう…」という不安を解消するとともに、地域内の連絡体制を整理することができます。地域内での相談体制を考える際の参考様式として活用ください。



4 あんしんカード



地域にお住まいの方が、自宅で具合が悪くなり、救急車を呼ぶ等の万一の場合に備える取り組みとして、仙台市社会福祉協議会において作成、配布しています。福祉委員が訪問や見守り活動を行う際のきっかけのひとつとしてもお使いいただくこともできます。

より安心して、充実した活動を行うために



活動のポイント



無理せず、 できる範囲での活動を

- ご自身の生活の中で、無理のない範囲で活動しましょう。
- 生活リズムの中に取り入れることで、継続性が出てきます。



相手の声に耳を傾ける

- 相手の話を聴いて寄り添いましょう。聴いてくれる人がいることが安心につながります。
- 全てを手助けするのではなく、本人ができない部分の手助けをしましょう。
- 相手の立場に立ち、押し付けることなく、相手の思いを大切にしましょう。



日頃からの つながりを大切に

- 日頃からのつながりが、いち早く変化に気づくことにつながります。また、SOSを発信しやすい地域にできます。



1人で 抱え込まないように

- 活動の中で気づいた変化や課題は、1人で解決しようと思わなくて大丈夫です。みんなで情報を共有し、協力して活動することが大切です。



秘密は守ろう

- 活動の中で知った情報（プライバシー）は、口外しないようにしましょう。
- 情報収集は必要最低限とし、支援に必要な場合は、本人の了解を得て情報を共有しましょう。



活動を楽しむこと、 楽しめる活動を

- 福祉委員自身が楽しむことで、笑顔の輪が地域に広がっていきます。たくさんの仲間と共に地域づくりを楽しみましょう。



緊急事態がおこったら

- 活動中に緊急事態に遭遇した場合は、CSWや地域包括支援センター、区役所等の専門機関に連絡してください。急を要する場合は救急や警察に連絡するなどの対応も必要となります。
- あんしんカードを活用するなどして、あらかじめ訪問先の方の緊急連絡先を把握できるよう準備しておく方法もあります。
- 地域内で、緊急事態が起こった際の連絡体制を決めておくことも重要です。





地域内の「大丈夫かな…」チェックシート



近隣との
関わりがない



最近
元気がなく、
家に閉じ
こもっている



夜に若い
子どもだけで
生活することが
多い



疲れた
様子で
元気がない



無気力、
投げやりな
様子がある



家に
帰りたがらない、
おびえや警戒心が
強い



新聞、郵便物が
たまっている



夜遅くに1人で
出かけている
(高齢者、子ども)



電気、ガス、
水道、電話
などが
止められている



ものを壊す音や
飛び交う音がする



屋外でも
異臭や害虫が
ひどい



暴力を
ふるっている
人がいる





物忘れが目立つ、同じ話を何度も繰り返す



災害時要援護者リストに登録されている



見守り

地域内の見守りが必要です。町内会、民生委員児童委員、福祉委員で連携して見守りしましょう

地域のサロンや行事で姿を見かけない



顔色が悪く、やつれた様子がある



暗くなっても灯りがつかない、または昼でも灯りがつきっぱなし



いつも同じ服や季節に合わない服を着ている



相談

地域内のリーダーやCSW、地域包括支援センター、区役所などの専門機関に報告・相談しましょう。

服が汚れていたり、匂いがする



ゴミが放置されていたり、家の中や周囲が荒れている。



怒鳴り声、泣き声が常に聞こえる



長時間外で放置されている



通報

緊急度が高く、早急な対応が必要です。CSW、地域包括支援センター、区役所、警察などに通報しましょう。

不自然なあざや傷が見られる



見慣れない人、不審な人が出入りしている。





わたしの活動相談先リスト

	相談先	こんな時に相談
地域内の相談者	所属・役職： 氏名： 連絡先：	
	所属・役職： 氏名： 連絡先：	
	所属・役職： 氏名： 連絡先：	
専門的な相談先	機関名：_____ 地域包括支援センター 連絡先： 担当者：	(主に高齢者関係)
	機関名： 連絡先： 担当者：	
	機関名： 連絡先： 担当者：	
緊急時・災害時	消防・救急 119	災害やケガ人・急病人に遭遇した時
	警察 110	事件や事故(あるいはそれらが疑われる状況)に遭遇し、急いで連絡が必要な時
	災害用伝言ダイヤル 171 ※災害時に安否確認情報(伝言)を音声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することができるサービスです。	災害時に電話がつながりにくい状況になったとき
	所属・役職： 氏名： 連絡先：	

相談先に困ったら・・・

仙台市社会福祉協議会 _____ 事務所 連絡先： 担当 _____
--



あんしんカード

あんしんカード

記入にあたってのお願い

このカードは、救急搬送が必要な場合に備え、本人の情報を整理しておく、または家族や地域関係者と情報を共有しておくことにより、**災害時に迅速に情報を伝えるためのものです。**ご自身の状況に合わせてご活用ください。
カードには**重要な情報を記載**するようにし、防犯のため、**玄関先等に置くのは避けてください。**

消防・救急 ▶ **119番** 警察 ▶ **110番**

救急車を呼ぶとき

① 「119番」に通報する

② 「救急です」

③ 場所は _____ 番地です。
自印は _____ です。大きな建物など

④ (誰)さんが、(どんな)状態です。 意識不明や昏倒、出血や痛みのある場合

⑤ (誰)さんは、()歳で、(男性・女性)です。

⑥ 私は、 _____ です。電話番号は _____ です。

救急車が来るまでにしていただくこと /

家族に連絡し、必要に応じて**近所の人に協力**してもらいましょう。
保険証 お薬手帳 財布 鍵 薬 指輪などを**用意**しましょう。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会
このあんしんカードは、みなさまからご協力いただいた社会福祉協議会で作成しております。

もしものときに備えて 「あんしんカード」を 活用しましょう

「あんしんカード」の取り扱いについて

仙台市社会福祉協議会では、自宅で具合が悪くなり、救急車を呼ぶ等の万一の場合に備える取り組みとして「あんしんカード」を作成し、配布しております。

本人の興味や家族の緊急連絡先を記録しておく、地震等の災害、火災、事故・事故および突発的な発病等の予測できない緊急時において、病院に迅速に情報を伝えることなどに役立てていただければ幸いです。

1. 活用方法

「あんしんカード」には、救急搬送が必要な場合に備え、本人の重要な情報や連絡先、緊急連絡先等を整理し記入しておきます。車中の情報も記録されるよう定型的な質問をしておきます。また、必要に応じて、家族や地域関係者と情報を共有しておきましょう。

2. 配置場所

「あんしんカード」は、緊急時に活用されるようにわかりやすい場所に備えるようにしましょう。ただし、防犯のため、カードを玄関先等に置くのは避けてください。

例) 電話やテレビ台のそば、冷蔵庫にマグネットで掲示など

3. お問い合わせ先 (緊急時)

仙台市社会福祉協議会各区分・支部事務所の窓口にて無料でお配りしています。

あんしんカード携帯版

氏名 _____ 性別 _____

住所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

外出先での備えとしてお財布等にに入れてご活用ください。

仙台市社会福祉協議会では、自宅で具合が悪くなり、救急車を呼ぶ等の万一の場合に備える取り組みとして「あんしんカード」を作成し、配布しています。

見守り先の方に症状や緊急連絡先を記録していただき、災害、事故および突発的な発病等の予測できない緊急時において、ご本人の情報を把握することなどに役立てていただけます。また、ご本人の希望に応じて、家族や地域関係者と情報を共有しておくためのきっかけとしてもご活用いただけます。

つながりのない世帯にアプローチする際の、きっかけとしてお使いいただくこともできます。

活用の際は、仙台市社会福祉協議会各区分・支部事務所(P.32)までご連絡ください。

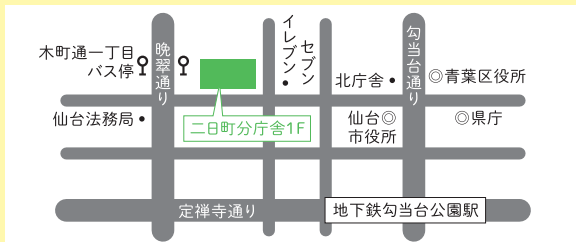




仙台市社会福祉協議会 区・支部事務所連絡先

青葉区事務所

〒980-0802 青葉区二日町4-3仙台市役所二日町分庁舎1階
TEL 022(265)5260 FAX 022(265)5262



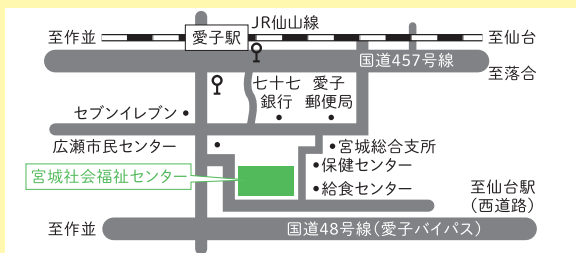
併設 青葉区ボランティアセンター
青葉区権利擁護センター
障害者相談支援事業所ふらっと青葉

地区社協 22地区

- | | | |
|-----|-----|-----|
| 東二 | 木町 | 立町 |
| 東六 | 片平 | 五橋 |
| 上杉 | 通町 | 八幡 |
| 国見 | 貝ヶ森 | 荒巻 |
| 中山 | 桜ヶ丘 | 川平 |
| 台原 | 北仙台 | 北六 |
| 小松島 | 折立 | 旭ヶ丘 |
| 中江 | | |

青葉区宮城支部事務所

〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂27-1 宮城社会福祉センター内
TEL 022(392)7868 FAX 022(392)7736

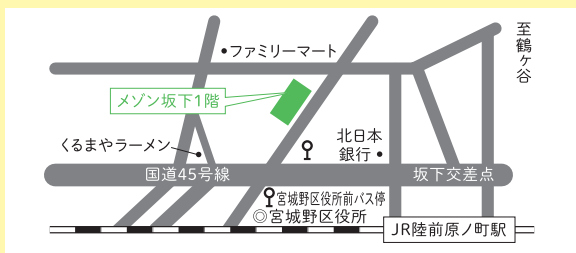


地区社協 11地区

- | | | |
|------|-------|------|
| 落合栗生 | 広瀬 | 愛子 |
| 錦ヶ丘 | 上愛子学区 | 作並 |
| 川前 | 大沢 | 吉成学区 |
| 南吉成 | 大倉 | |

宮城野区事務所

〒983-0841 宮城野区原町3-5-20 メゾン坂下1階
TEL 022(256)3650AX 022(256)3679



併設 宮城野区ボランティアセンター
宮城野区権利擁護センター

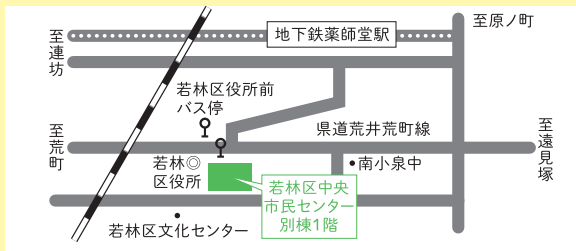
地区社協 13地区

- | | | |
|-----|----|-----|
| 榴岡 | 幸町 | 幸町南 |
| 安養寺 | 栢江 | 原町 |
| 東仙台 | 新田 | 鶴ヶ谷 |
| 宮城野 | 高砂 | 岩切 |
| 燕沢 | | |

福祉委員活動のご相談はお近くの区・支部事務所へご連絡ください。

若林区事務所

〒984-0811 若林区保春院前丁3-1 若林区中央市民センター 別棟1階
TEL 022(282)7971 FAX 022(282)7998



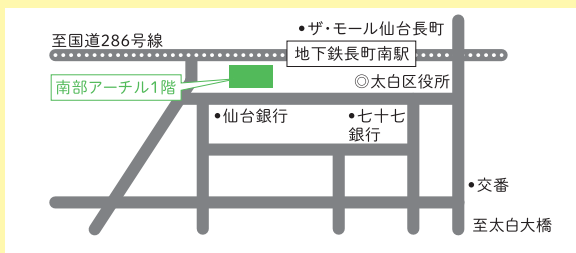
併設
若林区ボランティアセンター
若林区権利擁護センター

地区社協 9地区

- | | | |
|------|------|----|
| 南材 | 荒町 | 連坊 |
| 南小泉南 | 南小泉北 | 大和 |
| 若林 | 六郷 | 七郷 |

太白区事務所

〒982-0012 太白区長町南3-1-30 南部アーチル1階
TEL 022(2485)8188 FAX 022(248)1330



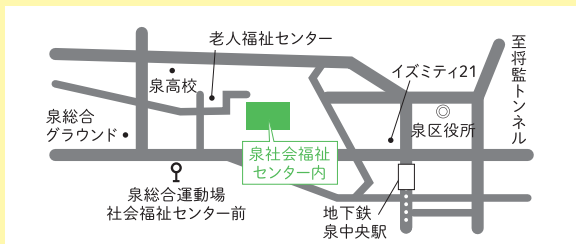
併設
太白区ボランティアセンター
太白区権利擁護センター

地区社協 20地区

- | | | |
|-------|--------|------|
| 向山 | 長町 | 郡山 |
| 鹿野 | 八木山 | 八木山南 |
| 西多賀 | 山田鉤取地域 | 富沢 |
| 太白 | 中田西部 | 中田 |
| 東中田 | 中田中部 | 生出学区 |
| 人来田学区 | 秋保 | 泉崎 |
| 茂庭台 | 八本松 | |

泉区事務所

〒981-3131 泉区七北田字道48-12 泉社会福祉センター内
TEL 022(372)1581 FAX 022(372)8969



併設
泉区ボランティアセンター
泉区権利擁護センター
障害者相談支援事業所ふらっと泉

地区社協 29地区

- | | | |
|--------|-------|----------|
| 西部 | 館 | 住吉台 |
| 北中山 | 南中山 | 野村・上谷刈西部 |
| 寺岡 | 高森 | 高森東 |
| 泉ヶ丘 | 長命ヶ丘 | 加茂 |
| 虹の丘 | 八乙女 | 向陽台 |
| 山の寺 | 泉中東 | 松森・鶴が丘 |
| 黒松 | 南光台東部 | 桂 |
| 松陵・永和台 | 泉中央 | 八乙女南 |
| 上谷刈 | 明石南 | 将監 |
| 紫山 | 南光台 | |



Welfare committee booklet

幸せを呼ぶクローバーがたくさん集まり、
一つのハートになることで、
地域が大きな愛情に包まれることを願っています。